

## 一般介護予防事業（地域での介護予防・生きがいづくりの場）

**対象** 65歳以上の高齢者

### ●地域拠点型

体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、地域によって特色があり、様々なメニューを提供しています。地域福祉センター等で週に1回5時間程度開催しています。

**申込** あんしんすこやかセンター  
※お近くの実施場所をご案内します。

**利用者負担** 場所により異なります。  
※お住まいの地域を担当するあんしんすこやかセンターにお問い合わせください。



### ●居場所づくり型・自主活動型

地域でのサロン、体操教室等、地域で自主的に運営されている気軽に立ち寄れる通いの場です。

※詳細については、あんしんすこやかセンターにお問い合わせください。

## 総合事業についての

## Q&A



**平成29年4月から、要支援の人全員が総合事業を使うことになるの？**

総合事業開始前からホームヘルプサービスまたはデイサービスを利用している要支援1・2の方は、平成29年4月1日以降の認定更新時などに、順次、総合事業に移行します。それまでは、従来のサービスをご利用いただきます。



**これまでホームヘルプやデイサービスを受けている人は、総合事業が始まったら受けられなくなる？**

総合事業になっても、これまでと同様のサービス（介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス）はあります。既にサービスを利用されている場合、身体の状態に応じて、これまでと同様のサービスもご利用いただくことができます。



## 問い合わせ先

あんしんすこやかセンター ☎  
神戸市保健福祉局介護保険課 ☎ 078-322-6929

平成29年  
4月から

# 総合事業が始まります

（介護予防・日常生活支援総合事業）



## 総合事業とは

介護保険法の改正により、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、ご自身でできることを活かしながら生活することが重要です。総合事業では、これまでのサービスに加え、新たなサービスも開始し、みなさんの介護予防や日常生活の自立を支援していきます。

平成29年3月末まで

要支援1・2の方が利用できるサービス

訪問看護・福祉用具  
通所リハビリテーション  
など

改正前  
と同様

訪問介護  
（ホームヘルプサービス）  
通所介護  
（デイサービス）

移行

介護予防事業

移行

平成29年4月から

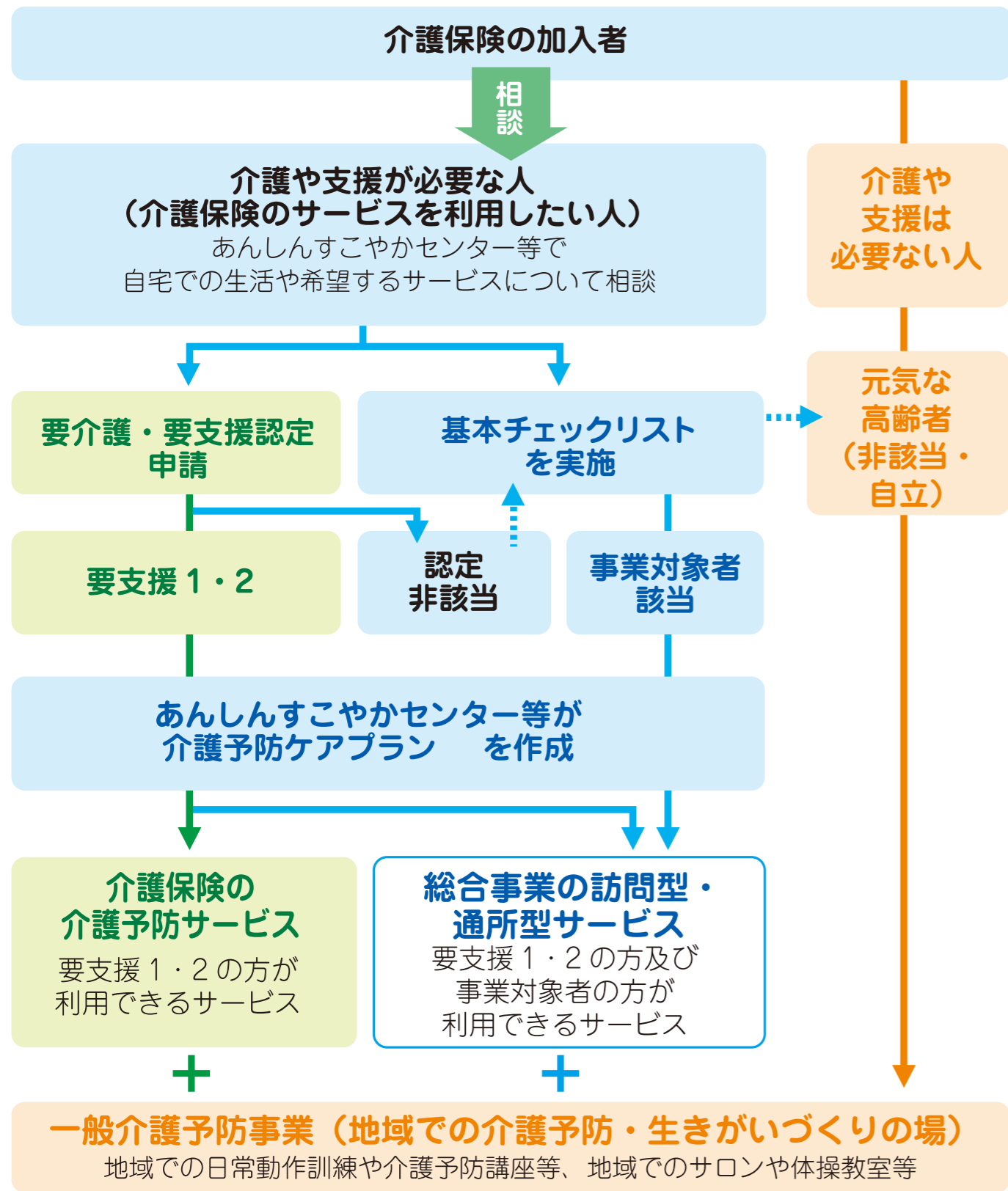
従来どおり要支援1・2の方が利用できます

総合事業

訪問型サービス  
通所型サービス  
一般介護予防事業

神戸市

## サービスの利用の流れ（概要）



※1 基本チェックリストとは…生活機能の状態を確認する25項目の質問票です。  
 ※2 事業対象者とは…基本チェックリストにより、生活機能の低下が見られた方。  
 ※3 介護予防ケアプランとは…利用者、家族からの相談を受け、心身の状況や生活の環境などに配慮して、どのような介護サービスをいつどれだけ利用するか決める計画のことです。

## 総合事業の訪問型・通所型サービス

**対象** 「要支援1・2」、事業対象者

### 訪問型サービス

#### ●介護予防訪問サービス

**サービス内容** ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や掃除・買い物などの生活援助を提供するサービス。

- 週1回程度……1,267円/月
  - 週2回程度……2,532円/月
  - 週に2回程度超…4,106円/月（要支援2の方のみ）
- ※利用者負担1割の場合の額を記載

#### ●生活支援訪問サービス

**サービス内容** 市の定める研修を修了した方等が自宅を訪問し、掃除・買い物などの生活援助を提供するサービス

- 週1回程度……1,013円/月
- 週2回

#### サービス内容

### 通所型サービス

#### サービス内容

#### サービス内容

平成29年7月開始予定

#### サービス内容

#### 時間